

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県財務規則の一部を改正する規則	一
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則	一
○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	二
訓令	
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	二
○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	三
○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令	三
告示	
○公印を新調しその使用を開始する件	三
○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件	四
○福島県人事委員会	四
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	四

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十九号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第七項中「かわらぬ」の下に「相双保健福祉事務所長」を、「事項」の下に「（相双保健福祉事務所長にあつては、第二号から第五号までに掲げる事項）」を加え、同条第八項中「ハイテクプラザ所長」を「相双保健福祉事務所長、ハイテクプラザ

所長」に改める。

別表第二中「福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター」を「福島県相双保健福祉

事務所いわき出張所
ザ福島技術支援センター」に改める。

別表第八中福島県原子力センター福島支所の項の次に次のように加える。

福島県相双保健福祉事務所いわき出張所 出張所長 物品取扱員

附則

この規則は、平成二十四年六月十五日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第四十号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項の表保健福祉事務所生活衛生部長の項の次に次のように加える。

保健福祉事務所出張所長

保健所出張所長

別表第一の四の表福島県相双保健福祉事務所の項中

南相馬市	南相馬市	南相馬市
相馬市	相馬市	相馬市
双葉郡	双葉郡	双葉郡

健康福	健康福
画部	画課
総務企	総務企

南相馬市	相馬市	南相馬市	総務企
馬市	馬市	双葉郡	画部
相馬郡	相馬郡		健康福
			社部
			生活保
			保健福
			画課
			総務企

南相馬市 いわき市（下の分掌事務のうち第四号に定める水道に関する事務	総務企 画課 保健福 祉課 健康増 進課	南相馬市 いわき市（下の分掌事務のうち第四号に定める水道に関する事務（保健所設置市の事務を除く。）に限る。） 相馬市 南相馬郡 相馬市 双葉郡	総務企 画課 保健福 祉課 健康増 進課 生活衛 生部 医療薬 事課 衛生推 進課	生活衛 生部 医療薬 事課 衛生推 進課	社 社課 生活保 護課 健康増 進課
表福島県相双保健所の項中					
を			を		
張所	き出	いわ	き出	いわ	
張所	き出	いわ	き出	いわ	
を			を		
に改め、同			に改め、同		

張所	き出	いわ	き出	いわ	
張所	き出	いわ	き出	いわ	
を			を		
に改め、同			に改め、同		

附 則 この規則は、平成二十四年六月十五日から施行する。
(行政経営課)

**福島県規則第四十一号
福島県文書等管理規則の一部を改正する規則**

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。
別表第二「保健福祉部の項中」福島県相双保健福祉事務所（相保福）を「福島県相双保健福祉事務所（相保福）」を「福島県相双保健福祉事務所（相保福）」を「福島県相双保健福祉事務所（相保福）」を「福島県相双保健福祉事務所（相保福）」を「福島県相双保健福祉事務所（相保福）」に、
「福島県相双保健所（相保）」を「福島県相双保健所（相保）」を「福島県相双保健所（相保）」を「福島県相双保健所（相保）」を「福島県相双保健所（相保）」に改める。
附 則 この規則は、平成二十四年六月十五日から施行する。
(文書法務課)

訓 令

福島県訓令第十六号

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年六月十二日
福島県知事 佐藤雄平
職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）

本庁 機関
出先 機関

の一部を次のように改正する。
別表双葉地方の避難住民の健康管理の支援に関する業務に従事する職員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第十七号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局
職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「保健福祉事務所副部長」を「保健福祉事務所副部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第十八号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局
職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程(昭和三十七年福島県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の医療職給料表(3)格付表中

保健福祉事務所課

を

保健福祉事務所課
長
保健福祉事務所
課所長

保健事務所課
保健所出張所長

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

(人事課)



告 示

福島県告示第三百十号

公印を次のように新調し、平成二十四年六月十五日その使用を開始する。
平成二十四年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
20の3	福島県相双保健福祉事務所長印(福島県相双保健所いわき出張所用)		福島県相双保健福祉事務所いわき出張所長
20の3	福島県相双保健所長印(福島県相双保健所いわき出張所用)		福島県相双保健所いわき出張所長

福島県告示第三百一十一号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件（昭和四十四年福島県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月十五日から施行する。

平成二十四年六月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「の所管に属する事務（ただし、福島県相双保健福祉事務所に所属する准公所の長の所管に属する事務を除く。）」を、「福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県相双保健福祉事務所に所属する准公所の長」を加える。

（審査課）

（文書法務課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中「保健福祉事務所部長」を

「保健福祉事務所部長」を

務所副部長

務所副部長 に改める。

務所出張所長

附 則

この規則は、平成二十四年六月十五日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の部出先機関の項の改正規定（保健福祉事務所副部長に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（採用給与課）